

## 議案第5号

【総務部総務課】

### 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するほか、区における個人番号を利用することができる事務の追加等をするものです。

#### 【条例改正の背景】

マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みの創設等を内容とする法改正が行われました。また、行政手続の利便性を向上させるため、区における個人番号を利用する事務の追加等をするため、条例を改正します。

#### 【条例改正の内容】

- ①条例で引用している法律の条項番号を変更します。
- ②区における個人番号を利用することができる事務に、出産費用助成に関する事務及び私立幼稚園等保育料補助に関する事務を追加します。
- ③児童育成手当の支給に関する事務等において利用することができる特定個人情報を追加します。
- ④その他規定の整備

#### 【施行期日】

令和7年4月1日